

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (10万円/1世帯) 及び定額減税調整給付金のご案内

物価高騰による島民への負担軽減を図るため、**令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯となった世帯**に対し、1世帯あたり10万円、その世帯と同一世帯の18歳以下の児童(平成18年4月2日から令和6年9月30日までの間に生まれた児童)1人あたり5万円を支給します。また、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円の「定額減税」が行われます。その際に定額減税しきれないと見込まれる方に対して「補足給付金」を支給します。

I. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(世帯対象)

支給対象となる世帯

- ①基準日(令和6年6月3日)時点で三宅村の住民基本台帳に登録されている世帯
- ②新たに世帯全員が令和6年度の住民税が課税されていない方のみで構成される世帯
- ③新たに世帯全員が令和6年度の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または、新たに令和6年度の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯
- ④上記①～③の世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童(こども加算)

支給対象にならない世帯

- ①令和5年度「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」で10万円を支給された世帯(令和5年12月25日～令和6年2月29日の間で支給された世帯)
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金及び低所得者子育て世帯加算給付金で10万円等を支給された世帯(令和6年6月3日～令和6年7月10日の間で支給された世帯)
- ③既に他の自治体から同様の趣旨の給付金を受給している世帯

支給申請等(対象世帯には三宅村から書類を送付します。案内文に「申請」という文字がある方は書類申請が必要です。)

- ①世帯員全員が令和6年度の課税申告済みであれば**申請等は不要**です。
- ②世帯員の中に**課税未申告者**(未成年を含む)がいらっしゃる場合は**申請等が必要**です。
- ③こども加算の給付金支給については、**申請等が必要です。**
- ④令和6年1月2日以降に三宅村に転入された世帯は、**申請等が必要です。**その際に非課税か均等割のみ課税かを確認する必要があるため転入前の自治体から課税証明書等の書類を取り寄せていただく場合があります。

Ⅱ. 定額減税調整給付金（納税者で個人対象）

定額減税と調整給付金とは？

納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年分の所得税から 3 万円・令和 6 年度分の個人住民税所得割から 1 万円）の「定額減税」が行われます。その際に、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を 1 万円単位切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

支給対象となる方

- ①令和 6 年度住民税が三宅村で課税されており、**定額減税しきれない**と見込まれる方
- ②令和 5 年中の合計所得金額が 1,805 万円以下の方

支給額の定額減税調整給付金の算出式と支給額

(3万円×(本人+扶養親族数))
所得税の定額減税可能額 − 令和 6 年分推計所得税額 = ①所得税控除不足額 (<0の場合は0)

(1万円×(本人+扶養親族数))
住民税の定額減税可能額 − 令和 6 年度住民税額 (所得割) = ②住民税控除不足額
(<0の場合は0)

①所得税控除不足額 + ②住民税控除不足額 = ③調整給付額

↓
支給額 (③を1万円単位に切り上げ)

<参考例1> 1人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
定額減税しきれない所得税分の「2万円」が調整給付金として支給されます。

<参考例2> 4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の「計11万円」が調整給付金として支給されます。

書類提出方法（**対象者には三宅村から書類を送付します。**）

- ①各世帯ごとに封筒が送付されます。その中に個人ごとの「定額減税調整給付金支給確認書」が入っていますので、問題なければ裏面に振込口座を記入してください。
- ②免許証等の本人確認書類のコピーと通帳等の振込口座確認のコピー添付し、確認書の裏面の提出書類に☑をお願いします。
- ③書類一式を役場及び出張所窓口へご提出ください。

書類提出期限：令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

（お問合せ先）三宅村役場 福祉健康課 福祉係

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

TEL:04994-5-0902

受付時間 平日8:30~17:15